

# 若年世代の消費者教育の推進

—議論の手掛かりとして—

from Tokushima

西村隆男（元横浜国立大学）

# ディスカッションの骨子

- 趣旨 これからの若年世代の消費者教育の在り方を探る
- 議論のポイント
  - 1 デジタル時代の若年世代の消費行動
  - 2 若年世代の消費者トラブルの現状
  - 3 成年年齢引下げを機とした若年世代に向けた消費者教育
  - 4 若年世代の未来－持続可能な社会の構築に向けて－

# 今日の消費社会を巡る環境変化

- **デジタルイゼーションの浸透**

インターネット時代の消費生活

全国民へのスマホの浸透とキャッシュレス化

- **持続可能な消費と生産の不可避性**

パリ協定と温室効果ガスの削減

SDGsの採択と推進

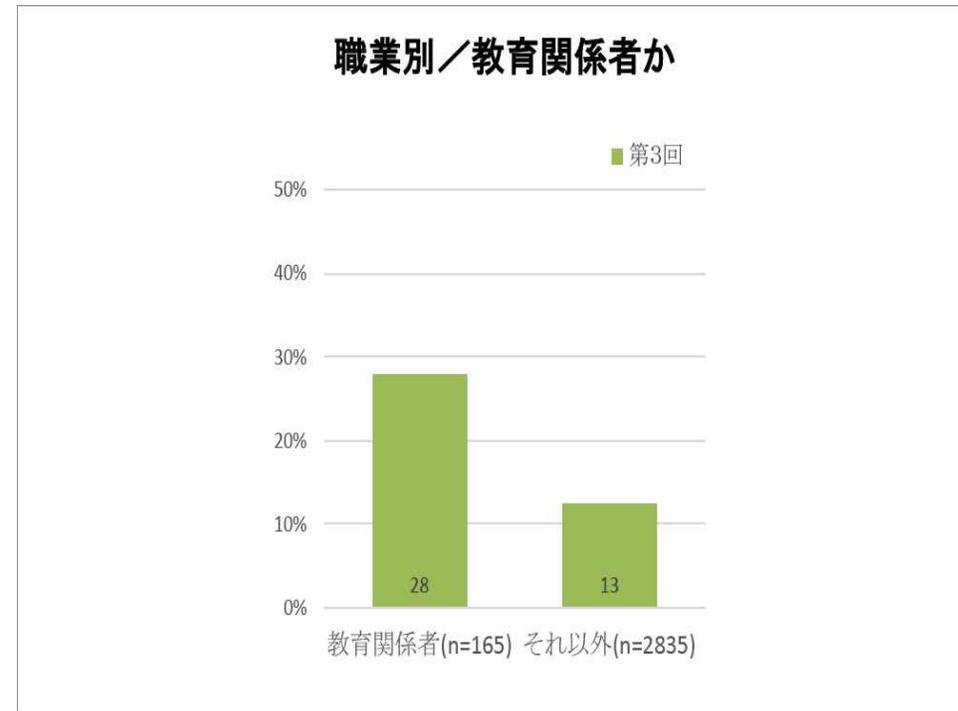
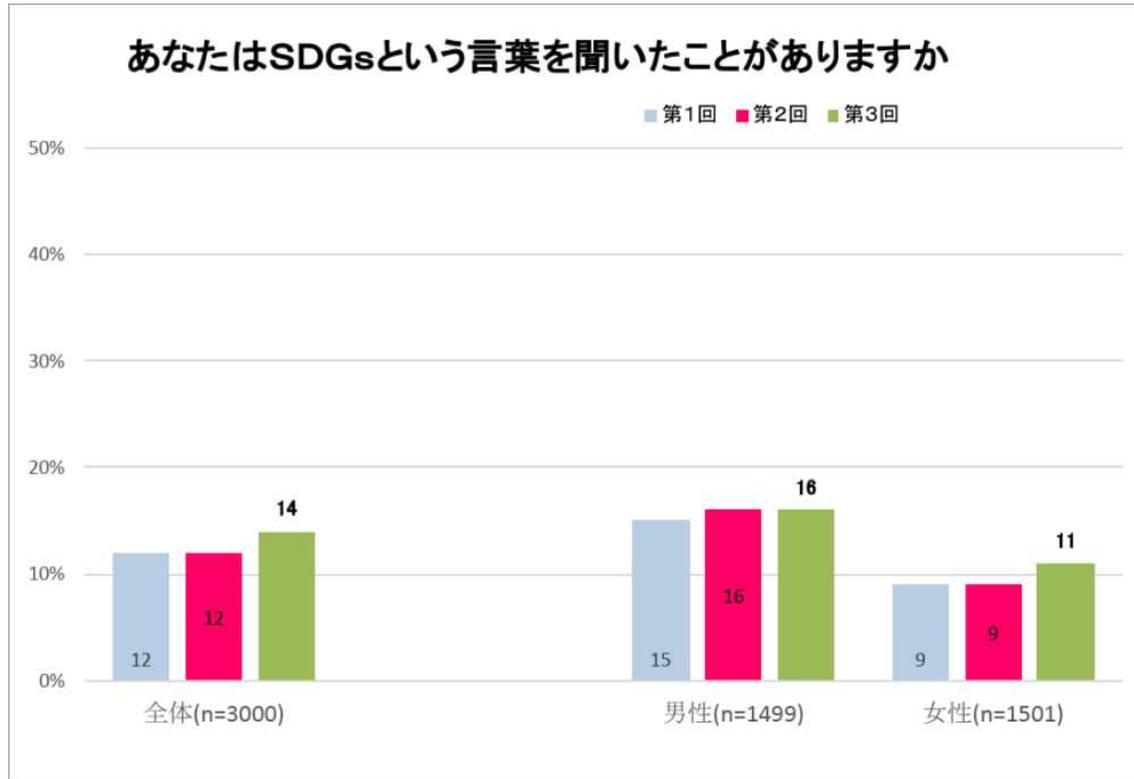
# スマホの普及はめざましい

## 年齢階層別のモバイル端末の保有状況

	全体	6歳—12歳	13歳—19歳	20歳—29歳
スマートフォン保有	64.7	32.9	83.8	93.8
携帯電話PHS保有	26.3	18.8	10.4	11.2
保有していない	9.6	43.4	7.4	0.7

総務省「通信利用動向調査平成30年」より抜粋

# SDGsの認知度はどうなのか



朝日新聞社「SDGs認知度調査2018」（東京・神奈川で実施）

# 消費者教育推進への転換

- 消費者教育推進法の制定

消費者教育推進を国及び自治体の責務

消費者市民の育成と消費者市民社会の構築

- 民法改正

成年年齢引下げ（18・19歳の未成年者取消権の消滅）

# 消費者教育の体系イメージマップ

消費者教育ポータルサイトより引用  
 (https://www.kportal.caa.go.jp/search/pdf/imagemap.pdf)

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
					特に若者	成人一般	特に高齢者
各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境の興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決能力の育成が望まれる時期	生涯を見通した管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し、自ら行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
重点領域							
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物をするんでしてみよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身につけよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
	持続可能な消費の実践	ゴミを少なくする工夫を考えて行動しよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知ろう、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をする習慣をつけよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣をつけよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を選択し、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールを活用し、理解しよう	契約の内容・ルールをよく確認して契約する習慣をつけよう	契約とそのルールを活用し、くらしに生かそう 契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方をお小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身につけよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身につけよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう 支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族の情報を守ることの大切さに気づこう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣をつけよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう 支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣をつけよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう 支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

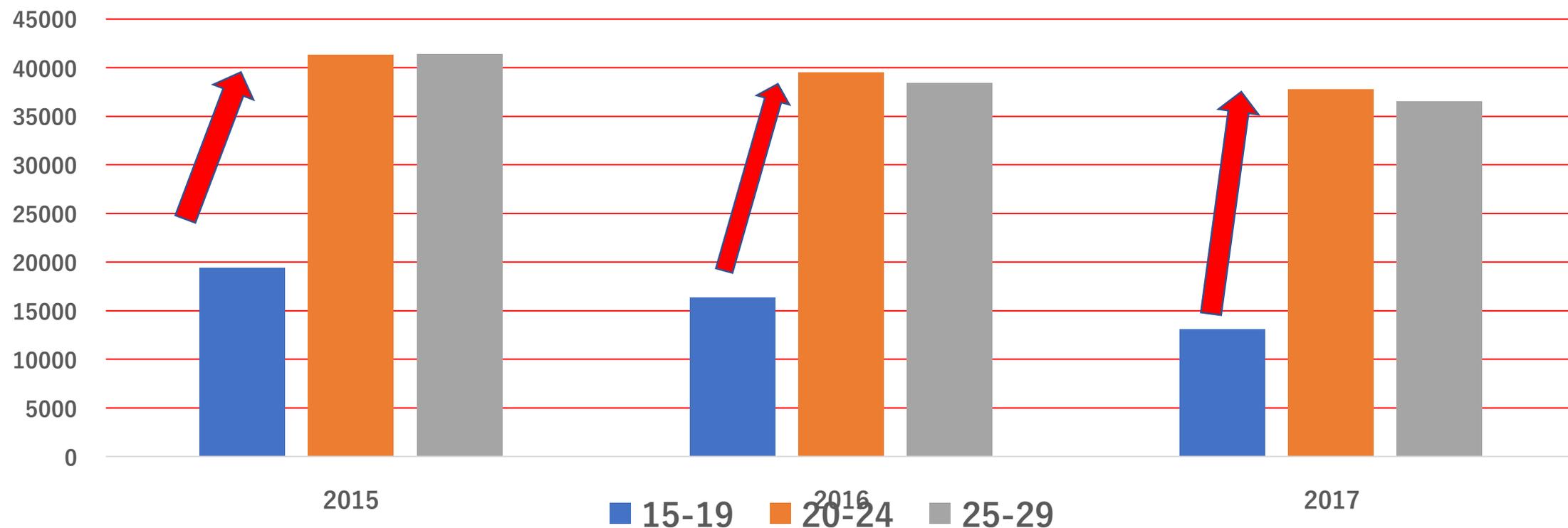
※イメージマップで示す目標は、学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり学校教育法施行規則に定める学習指導要領の項目をさすものではない。

# 学校教育への消費者教育導入推進

- 1989年 学習指導要領の改訂  
(高校男女共修家庭科、生活科スタート)
- 2004年 消費者基本法制定
- 2009年 消費者庁設置
- 2012年 消費者教育推進法
- 2018年 民法改正 (成年年齢引下げ)  
若年者の消費者教育の推進に関するアクション  
プログラム
- 2020年 新学習指導要領の実施

# 契約当事者年齢と相談件数

(成人に達すると急激にトラブルに遭う)



消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」(2018年8月)より

# －新指導要領のきも－主体的・対話的で深い学び 新たに取り組むこと，これからも重視することは？

・プログラミング教育 コンピュータがプログラムによって動き，社会で活用されていることを体験し，学習します。

・外国語教育 「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の力を総合的に育みます。

・道徳教育 自分ごととして「考え，議論する」授業などを通じて道徳性を育みます。

・言語能力の育成 国語を要として，すべての教科等で子供たちの言葉の力を育みます。

・理数教育 観察，実験などにより科学的に探究する学習活動や，データを分析し，課題を解決するための統計教育を充実します。

・伝統や文化に関する教育 我が国や郷土が育んできた日本の伝統や文化を学びます。

・主権者教育 社会の中で自立し，他者と連携・協働して社会に参画する力を育みます。

**消費者教育** 契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習し，自立した消費者として行動する力を育みます。

・特別支援教育 幼児期から高等学校段階まで，全ての学校で障害に応じた指導を行い，一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばします。

# 文科省作成 学習指導要領改訂 の保護者向け パンフレット

「生きる力」を育むために  
**子供たちの学びはどう進化するの？**  
 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から  
 「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

一つ一つの知識がつながり、「わかった!」「おもしろい!」と思える授業に  
 周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業に

見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業に  
 自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業に

学びに向かう力、人間性など

学んだことを人生や社会に生かそうとする

カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。

実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能  
 未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など

学校教育の効果を実証的に検証して改善する  
 教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる  
 地域と連携し、よりよい学校教育を目指す

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、  
**三つの力をバランスよく育みます。**

**新たに取り組むこと、これからも重視することは？**  
 下記のほか、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。

**プログラミング教育**  
 プログラムによって問題を解決する活動を通して、生活や社会における課題を解決する力を育みます。

**外国語教育**  
 「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の力を総合的に育みます。

**道徳教育**  
 自分ごととして「考え」「議論する」授業などを通じて道徳性を育みます。

**言語能力の育成**  
 国語を要として全ての教科等で子供たちの言葉の力を育みます。

**理数教育**  
 観察、実験などによる科学的に探究する学習活動や、データを分析し、課題を解決するための統計教育を充実します。

**伝統や文化に関する教育**  
 我が国や郷土が育んできた日本の伝統や文化を学びます。

**主権者教育**  
 社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会に参画する力を育みます。

**消費者教育**  
 自立した消費者を育むため、売買契約の仕組みや消費者の基本的な権利と責任などについて学習します。

**特別支援教育**  
 全ての学校で確実に応じた指導を行い、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばします。

【特別の教科「道徳」】では、生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて、認め、助ますための評価（記述式）を行います。特定の考え方を押し付けたり、評価を入試で使ったりしません。

**お子さんが学校で学んだことについて、ご家庭で、ぜひ話してみてください。**

保護者の皆さまの働きかけが、子供たちの「生きる力」を育む大きな原動力になります。保護者の働きかけがある子供たちの学力は高いという傾向があります。

例えば…

- 学校や家庭のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が多い。
- テレビ・ビデオ、DVDを見る時間などのルールを決めている。
- テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする時間を限定している。
- 子供に本や新聞を読むよう促している。
- 子供に最後までやり抜くことの大切さを伝えている。
- 自分の考えをしっかり伝えられるようになることを意識している。
- 地域や社会に貢献するなどの役割や人間になることを意識している。

© NISHIMURA, Takao (YNU 2019)

# 家庭科における消費者教育の重視

- 小学校（家庭）  
買物の仕組みや消費者の役割  
売買契約の基礎
- 中学校（技術・家庭）  
売買契約の仕組み・消費者被害とその背景  
消費生活が環境や社会に及ぼす影響
- 高校（家庭）  
家計管理についての理解/リスクを想定し不測の  
事態に備えた対応 契約の重要性  
消費者保護の仕組み

# 高校に新教科「公共」

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

## (1) 主として法にかかわる事項

### 多様な契約及び消費者の権利と責任

売買、土地・建物の貸し借り、雇用など

未成年者の取消権、不完全な意思表示

私法に関する基本的な考え方（契約の意義、基本原則＝自己責任原則、自由平等な人格としての私人、侵害されない財産権など）

# SDGs と持続可能消費の推進



国際連合広報センターウェブサイトより引用

([https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_logo/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/))

©NISHIMURA, Takao (YNU 2019)

# 倫理的消費（エシカル消費）の具体例

## 環境への配慮

グリーン購入  
自然エネルギー利用  
エコマーク付き製品  
有機農産物  
国産材使用  
車のレンタル・シェア  
エコホテル  
動物福祉製品  
FSC認証  
MSC認証

## 人や社会への配慮

障がい者作業所製造品の購入  
生産・流通段階で児童労働、紛争鉱物等の社会問題や環境問題を引き起こしていない製品（エシカルファッション）、フェアトレ品の購入  
寄付付製品の購入  
社会的責任投資

## 地域への配慮

地産地消  
地元商店での買い物  
応援消費  
被災地産品購入  
伝統工芸品

# 主体的な社会参画

選挙を通じて社会を動かす、社会を変える！

主権者教育

買い物を通じて社会を動かす、社会を変える！

消費者教育

responsible living 責任ある消費（生活）

